



玖波駅前

## 参加者団体募集 まちを彩る

## 春季花

## いっぱい運動

問い合わせ

公衆衛生推進協議会事務局(リサイクルセンター内)  
☎592112

きれいで快適なまちづくりを積極的に推進するため、沿道などの公共的な空間に花壇(市民花壇)を設置し、自主的に維持管理する団体に花の苗を配布します。

### 花苗の配布対象団体

市内在住または市内に通勤・通学する方3人以上で構成する非営利活動組織で地域の環境美化活動に積極的に参加する意識があり代表者が明確な団体

(例)自治会、シニアクラブ、子ども会、学校、児童クラブ、保育所、ボランティアグループ、NPO法人、その他この運動のため新規に結成した団体など

### 市民花壇の場所

次の要件を全て満たしている場所とします。

○原則、市内の土地で道路などに面しており多数の方が容易に鑑賞できる。

○国や地方公共団体または民間の助成団体などが実施する財政的支援の対象となっていない。

○土地の管理者などの許可・承諾が得られている。

### 花苗の種類・配布数

サルビア、日日草、マリーゴールドを予定しており、1㎡当たり16ポット、1団体あたり300ポットを配布限度数とします。配布時期は、6月中旬から下旬です。

※花苗の種類や配布限度数は、変更になることがあります。

### 申し込み

5月1日(木)～16日(金)までに公衆衛生推進協議会事務局、環境整備課、各支所、総合市民会館、栄公民館に備え付けの申込書に記入し、公衆衛生推進協議会事務局に提出してください。

### その他

○花苗の配布を受けた団体は、7月8日(火)までに実施報告書を提出してください。

○市民花壇の維持管理に必要な経費は、各団体の負担になります。  
○応募多数の場合は、抽選で配布団体を決定する場合があります。

## 森林を守り育てる 取り組みを助成 ひろしまの森づくり 事業

問い合わせ  
産業振興課 ☎59-2130

市は、森林の持つ公益的な機能を持続的に発揮するため、「ひろしまの森づくり県民税」を活用し、森林を守り育てる事業を募集します。  
申し込みは、7月31日(木)までに要望書を産業振興課へ提出してください。様式は、市ホームページに掲載しています。

事業の実施には、要件がありますので、詳しくは産業振興課まで問い合わせください。

### 環境貢献林整備事業

森林所有者が、過去15年以上手入れをしていないスギ、ヒノキの人工林を整備する費用を補助します。

### 対象経費

森林内の下層植生を回復させるための伐採に必要な経費や被害木の伐倒や整理に必要な経費など

### その他

森林所有者には1ヘクタールあたり1万円の自己負担があります。また、市と10年間の協定書を締結する必要があります。

### 里山林整備事業

手入れが不十分なマツや広葉樹などの里山林の整備を行います。

要望があった箇所から、対象地を市で決定し事業を実施します。また、事業をする場合は、市と10年間の協定書を締結する必要があります。

### 里山保全活用支援事業

住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体、NPO法人など自ら企画・立案による取り組みを支援します。

### 対象経費

ノコギリや草刈機など事業に要する経費が対象となりますが、日当や賃金、茶菓子代などは対象となりません。

## おおたけ・ごみ事情 No.82

## 有害ごみは リサイクルセンターへ

問い合わせ  
環境整備課リサイクルセンター  
☎52-5101

令和7年度から有害ごみの処分の仕方が変わりました。

有害ごみ(蛍光管・水銀体温計・充電池・充電式小型家電・リチウムイオン電池)は、「資源回収」専用袋(青)に入れて、予約をしてリサイクルセンターへ持ち込んでください。

※ごみステーションには出さないでください。

充電式小型家電は公共施設内に設置している小型家電ボックスを利用してください。詳しくは、大竹市ごみ収集カレンダー26ページをご覧ください。

※小型家電回収ボックスの場所が分からない場合は、リサイクルセンターに問い合わせてください。

## 熱中症対策の 休憩場所を開放 クーリングシェルター

問い合わせ

環境整備課 ☎592154



熱中症対策のため、暑熱避難施設『クーリングシェルター』として、公共施設を市民に開放します。

クーリングシェルターとは、熱中症対策として冷房設備がある、誰でも自由に休憩できる施設のことです。開放期間は、環境省が「熱中症特別警戒情報」を発する10月22日(水)までです。

ただし、各施設の開館曜日の時間内となります。利用する際は、各施設の利用条件に従ってください。

※クーリングシェルターにご協力いただける民間施設は、随時募集しています。環境整備課まで連絡してください。

### クーリングシェルター指定公共施設

| 施設名             | 所在地      | 開放日                          | 利用時間帯                                         | 受入可能人数         | 開放場所            |
|-----------------|----------|------------------------------|-----------------------------------------------|----------------|-----------------|
| 市役所本庁舎          | 小方1-11-1 | 月～金曜日(祝日を除く)                 | 8時30分～17時15分                                  | 10人程度          | 2階ロビー<br>3階ロビー  |
| 総合市民会館<br>総合体育館 | 立戸1-6-1  | 月～金曜日(8月14日・15日の臨時休館を除く)     | 9時～17時                                        | 10人程度          | 総合体育館<br>1階指導員室 |
| 市立図書館           | 立戸1-6-1  | ①火～土曜日<br>②日曜日<br>(月末、祝日を除く) | ①10時～18時<br>②9時～17時                           | 空いている<br>閲覧席程度 | 空いている<br>閲覧席    |
| アゼリアおおたけ        | 本町1-9-3  | ①月～土曜日<br>②日曜日<br>(祝日を除く)    | ①9時～21時30分<br>(8月14日・15日は17時まで)<br>②9時～16時30分 | 10人程度          | 1階ロビー<br>2階ロビー  |
| サントピアおおたけ       | 西栄2-4-1  | ①月～土曜日<br>②日曜日<br>(祝日を除く)    | ①9時～21時<br>②9時～17時                            | 10人程度          | 1階ロビー           |
| 晴海臨海公園<br>管理棟   | 晴海2      | 月・火・木・金・土・日曜日                | 9時～18時                                        | 5人程度           | ロビー             |

(注1)総合市民会館のロビーに空調設備はありませんが、外の暑さをしのぐ場所として利用してください。

(注2)総合体育館1階指導員室は大会などで利用できない場合があります。

(注3)飲み物は自動販売機を利用するか、マイボトルを持参してください。

(注4)施設で利用可能な場所であっても、飲食禁止の場合もありますので注意してください。

# 赤十字の活動資金募集にご協力ください――

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部大竹市地区事務局（地域介護課内） ☎59 2 1 5 2

日本赤十字社は、5月1日(木)から31日(土)まで、赤十字の目的や事業に賛同し、活動資金を提供する赤十字会員の増強運動を全国一斉に行います。

活動資金は、災害救護活動や国際救援活動、救急法などの講習の普及、医療事業や血液事業の推進、看護師の養成など、幅広い事業に活用されています。

赤十字の活動を引き続き展開していくために、赤十字の活動にご理解いただき、一人でも多くの方の赤十字会員への加入と活動資金の募集にご協力をお願いします。

なお、令和6年度の市内での活動資金募集状況は次のとおりでした。ありがとうございました。

活動資金  
316万4300円

## 特別弔慰金の支給

特別弔慰金は、戦没者などの遺族に対する「特別弔慰金支給法」に基づき、支給されるものです。

### 対象

令和7年4月1日に「恩給法による公務扶助料・特例扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等法」の遺族年金・遺族給与金などの受給権がある遺族がいない場合に、次の順位の遺族1人に支給されます。

- ① 援護法に基づき弔慰金の受給権を取得した方
- ② 戦没者などの子（戦没者などの死亡当時の胎児を含む）

問い合わせ 地域介護課 ☎28 6 2 2 6

- ③ 戦没者と生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ④ 前記以外の三親等内の親族（おい、めいなど）

### 支給内容

額面27・5万円

（5年償還の記名国債）

### 請求受け付け

令和10年3月31日までに、地域介護課へ。（支所での受け付けは行っていない）

※請求に必要な書類など、詳しくは地域介護課へ問い合わせてください。  
※請求期間の初めごろは窓口で待ち時間が発生することがあります。

## 行政書士による 遺言・相続・成年後見の 無料相談会を開催します――



問い合わせ  
NPO法人ひろしま相続・後見サポートセンター  
☎082-872-9121

5月から毎月第4木曜日にアゼリアおおたけで、行政書士による市民を対象とした無料相談会を開催します。

とき 5月22日(木) 13時30分～16時30分（予約不要）

毎月の相談日程は、「先取り情報ステーション」の欄に掲載します。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



市ホームページは  
こちらから。

## 人生の転機が訪れたとき 届け出を忘れない――



問い合わせ  
広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
保健医療課 ☎59-2141

日本に住む20歳から60歳未満までの全ての人は、国民年金に加入します。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などがあつたときには、年金の種類が変わるため、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

届け出の内容によって、届け出先が異なります。詳しくは別表を確認してください。

| こんなとき                  | 必要な手続き                     | 届け出先                                                                           | 手続に必要なもの                                                                 | 注意事項                                             |
|------------------------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 20 歳になったとき             | 第3号被保険者（※3）に該当する方のみ、その旨届け出 | 配偶者の勤務先                                                                        | 配偶者の勤務先に問い合わせてください。                                                      | 20歳の誕生日が過ぎた後に保険料納付書、基礎年金番号通知書などが郵送されます。          |
| 本人または配偶者が退職したとき（60歳未満） | 退職した方と第3号被保険者（※3）の種類変更     | 保健医療課、各支所                                                                      | ・年金番号が分かるもの<br>・離職票または資格喪失証明書（退職年月日が分かるもの）                               | 退職した方が60歳以上でも、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、手続きが必要です。         |
| 配偶者の扶養に入ったとき           | 扶養に入る方の種別変更                | 配偶者の勤務先                                                                        | 配偶者の勤務先に問い合わせてください。                                                      |                                                  |
| 配偶者の扶養から外れたとき          | 扶養から外れる方の種別変更              | 第1号被保険者（※1）になる場合<br>⇒保健医療課、各支所<br>第2号被保険者（※2）になる場合<br>⇒自分の勤務先                  | ・年金番号が分かるもの<br>・資格喪失証明書                                                  | 加入する年金の種別によって、届け出先が異なるので注意してください。                |
| 年金手帳、基礎年金番号通知書を無くしたとき  | 再交付申請<br>※年金手帳の再交付はしていません。 | 第1号被保険者（※1）⇒保健医療課・各支所、または広島西年金事務所<br>第2号被保険者（※2）⇒自分の勤務先<br>第3号被保険者（※3）⇒配偶者の勤務先 | 本人を確認できるもの（免許証など）                                                        | 保健医療課・各支所で受付の場合は1カ月程度かかりますが、広島西年金事務所はその日に発行可能です。 |
| 保険料を納めるのが難しいとき         | 第1号被保険者（※1）のみ、保険料免除申請      | 保健医療課、各支所                                                                      | ・年金番号が分かるもの<br>・（失業の場合）雇用保険受給資格者証または離職票<br>・（学生の場合）在学期間が分かる学生証または在学証明書原本 | 免除の申請は2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。                     |

【年金の種類】  
（※1）「第1号被保険者」：自営業者、学生、無職などの方  
（※2）「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員などの方  
（※3）「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者  
・年金番号の代わりにマイナンバーでの手続きも可能です。  
手続きには、本人確認（「身元確認」と「番号確認」）が必要です。  
以下のどちらかで確認します  
①マイナンバーカード  
②マイナンバー通知カードと身分証明書（免許証など）

## 受講者募集

# 失語症者向け意思疎通支援者養成研修

問い合わせ 広島県言語聴覚士会  
☎080-3895-7678  
☎082-961-3080

なったりするなど、社会の中で孤立しがちです。失語症の人たちが地域で安定した生活を送るためには、適切な知識と会話技術を持った意思疎通支援者が必要です。

とき 全10回（いずれも日曜日 オンラインでの実施含む）

7月6日、7月13日、7月27日、8月10日、8月31日、9月14日、9月28日、10月5日、11月9日、12月7日

※7月6日と7月13日はオンライン（Zoom）を使用した公開講座です。公開講座のみの受講も可能です。

### ところ

広島市中区地域福祉センター、広島市東区地域福祉センターなど

※回によって会場が異なります。

### 対象

受講後に失語症者の支援に携わることができる18歳以上の方

### 定員

30人（応募多数の場合は抽選）

受講料 無料

### 申し込み

6月6日(金)までに「広島県意思疎通支援」で検索し、申し込みメールフォームで申し込んでください。

※詳しい日程、場所、申し込み方法などは、広島県言語聴覚士会ホームページ「失語症の方々への支援」に掲載しています。

失語症者の外出場面などでのコミュニケーションを助ける支援者を養成する研修を行います。講義・実技により、支援に必要な知識と技術を習得し、修了者は広島県登録者名簿に登録されます。

### 失語症とは

脳卒中などによって起こる言葉の障害です。会話の難しさから家庭外へ出ることを諦めてしまったり、緊急時や災害時の支援が受けにくく

中小事業者の皆さんへ

商品開発・改良・販路拡大・創業・販路開拓を支援

# 地域経済活性化事業補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎592131

大竹の魅力の発信と地域経済の活性化を図るため、商品開発・改良事業、販路拡大事業、創業および販路開拓事業に対する補助金を交付します。

なお、商品開発・改良事業および創業に係る事業の補助金については、支援機関の支援を受ける必要がありますので、事前に産業振興課に相談してください。

※支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、国の認定を受けた経営革新等支援機関のことです。市内では、大竹商工会議所や金融機関などが認定を受けています。

## 対象

中小事業者などで、次の事業ごとの要件を全て満たす方

### 【商品開発・改良事業】

- ① 商品を販売または製造する事業所が市内にある
- ② 市税の滞納がない
- ③ 市内で事業を1年以上継続している
- ④ 支援機関などの支援を受けている

## ペダルなし二輪遊具(キックバイク)による坂道の事故に注意

消費者  
シリーズ  
No.288

問い合わせ

◆市消費生活センター（産業振興課内） ☎573236

【相談日】 火・金曜日（祝日・年末年始を除く）

9時～12時・13時～16時

◆消費者ホットライン ☎188（泣き寝入りイヤヤ）



（消費者庁イラスト集より）

【事例】  
ペダルなし遊具で車道の淵を走った。坂道を下ったところで縁石に乗り上げ、排水溝のふたの上に前のめりに転倒した。額を3針縫い、頭蓋骨折のため、7日間入院となった。ヘルメットは着用していなかった。（当時者：4歳）

### 【ひとことアドバイス】

○ペダルなし二輪遊具は、自転車に乗る前にバランス感覚を養う幼児用玩具です。地面をけつて走行し、足を使って減速するためブレーキがついていないものもあります。

○ペダルなし二輪遊具は、坂道や交通のひんぱんな道路などでの使用

⑤ 大竹生まれ商品として登録し、商品などの販売を開始した日から2年以内に市のふるさと納税返礼品とするための手続きを行う

### 【販路拡大事業】

① 商品を販売または製造する事業所が市内にある

② 市税の滞納がない

### 【創業に係る事業】

- ① 補助金を募集する年度内に市内で創業しようとする、または創業した
- ② 市税の滞納がない
- ③ 支援機関などの支援を受けている
- ④ 市内で事業を営んでいないものが新たに事業を開始する

### 【販路開拓事業】

- ① 市税の滞納がない
- ② 市内で事業を1年以上継続している
- ③ 社会情勢などの変化により新たに販路開拓に取り組もうとしている
- ④ 雇用確保に取り組もうとしている
- ⑤ 申請時に常時使用する従業員が1人以上いる
- ⑥ 過去に市の補助金の交付を受けて

## 保証料率20%引き下げ 中小企業融資制度

問い合わせ 産業振興課 ☎59-2131

市は、中小企業の経営の安定と商工業の育成振興を図ることを目的に、中小企業融資制度を設けています。

今年度も信用保証協会所定の保証料率を20%引き下げし、引き下げた分は市が負担します。

### 対象要件

- 信用保証協会の信用保証の対象となる業種
- 市内で1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者
- 市税などの納税成績が良好である

申し込み 取扱金融機関を通して申し込んでください。

| 融資資金の使途 |      | 運転資金、設備近代化資金                                             |           |
|---------|------|----------------------------------------------------------|-----------|
| 融資限度額   |      | 2000万円（※）                                                |           |
| 融資期間    |      | 1年以内                                                     | 1年超～10年以内 |
|         |      | （ 据置期間は6カ月以内 ）                                           |           |
| 利率（年）   | 保証つき | 1.15%以内                                                  | 1.75%以内   |
|         | 保証なし | 1.65%以内                                                  | 2.15%以内   |
| 取扱金融機関  |      | 四国銀行大竹支店、広島銀行大竹支店、もみじ銀行大竹支店、広島信用金庫大竹支店、山口銀行和木支店、西京銀行岩国支店 |           |
| 保証料率    |      | 信用保証協会所定の料率（うち20%分を大竹市が負担）                               |           |

（※）融資限度額は、1中小企業者につき運転資金と設備近代化資金の合算額ではなく、それぞれで2000万円までとする。

同様の事業を行っていない

※このほかにも必要な要件があります。詳細は、市ホームページを確認してください。

### 補助金の対象経費と上限額

各事業の補助対象経費（消費税込み）の2分の1以内（10000円未満切り捨て）

### 【商品開発・改良事業】

開発費、借損料、資料購入費、通信運搬費、委託費等（補助金上限額は250万円）

### 【販路拡大事業】

委託費等、広告宣伝費、旅費、通信運搬費、出展料、使用料（補助金上限額10万円）

技能講習などの受講費用を助成

## 中小企業人材育成事業 助成金

問い合わせ

産業振興課 ☎59-2131

中小企業に勤務する方が、技能講習などを受講した際の費用の半額を助成する制度です。

※助成金の申請は、申込順です。予算の額を超える場合は、申請の受け付けができない場合があります。

助成対象者 市内で事業を営む中小企業者（市税などの滞納がない）

※市外の事業所などに勤務している方が受講した費用は対象外です。

対象経費 左記の対象研修または対象技能講習などを受講し、修了した場合の受講料および教材費

対象研修 令和7年度中に中小企業大学校広島校が実施する研修

助成金額 技能講習費用（受講料および教材費）の半額（1000円未満切り捨て）で、1助成対象者当たり上限額20万円

申し込み 令和8年3月31日(火)までに産業振興課へ。

技能講習表など

|    |                          |    |                          |    |                                |
|----|--------------------------|----|--------------------------|----|--------------------------------|
| 1  | 木材加工用機械作業主任者技能講習         | 16 | 船内荷役作業主任者技能講習            | 31 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 |
| 2  | プレス機械作業主任者技能講習           | 17 | 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習      | 32 | 車両系建設機械(解体用)運転技能講習             |
| 3  | 乾燥設備作業主任者技能講習            | 18 | 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 | 33 | 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習           |
| 4  | コンクリート破砕器作業主任者技能講習       | 19 | 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習     | 34 | 不整地運搬車運転技能講習                   |
| 5  | 地山の掘削及び土止め保工作業主任者技能講習    | 20 | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 | 35 | 高所作業車運転技能講習                    |
| 6  | ずい道等の掘削等作業主任者技能講習        | 21 | 鉛作業主任者技能講習               | 36 | 玉掛け技能講習                        |
| 7  | ずい道等の覆工作業主任者技能講習         | 22 | 有機溶剤作業主任者技能講習            | 37 | ボイラー取扱技能講習                     |
| 8  | 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習      | 23 | 石綿作業主任者技能講習              | 38 | 安全衛生推進者養成講習                    |
| 9  | 足場の組立て等作業主任者技能講習         | 24 | 酸素欠乏危険作業主任者技能講習          | 39 | 衛生推進者養成講習                      |
| 10 | 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習    | 25 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習     | 40 | 安全管理者選任時研修                     |
| 11 | 鋼橋架設等作業主任者技能講習           | 26 | 床上操作式クレーン運転技能講習          | 41 | 職長等教育                          |
| 12 | コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 | 27 | 小型移動式クレーン運転技能講習          | 42 | 職長・安全衛生責任者教育                   |
| 13 | コンクリート橋架設等作業主任者技能講習      | 28 | ガス溶接技能講習                 | 43 | 保護具着用管理責任者教育                   |
| 14 | 採石のための掘削作業主任者技能講習        | 29 | フォークリフト運転技能講習            | 44 | 化学物質管理者専門講習                    |
| 15 | はい作業主任者技能講習              | 30 | ショベルローダー等運転技能講習          | 45 | テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育        |

※申請書などは、市ホームページからダウンロードできます。